

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件 費率
令和 2年度	人 417,855	千円 213,138,099	千円 3,063,193	千円 31,180,627	% 14.6	% 19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

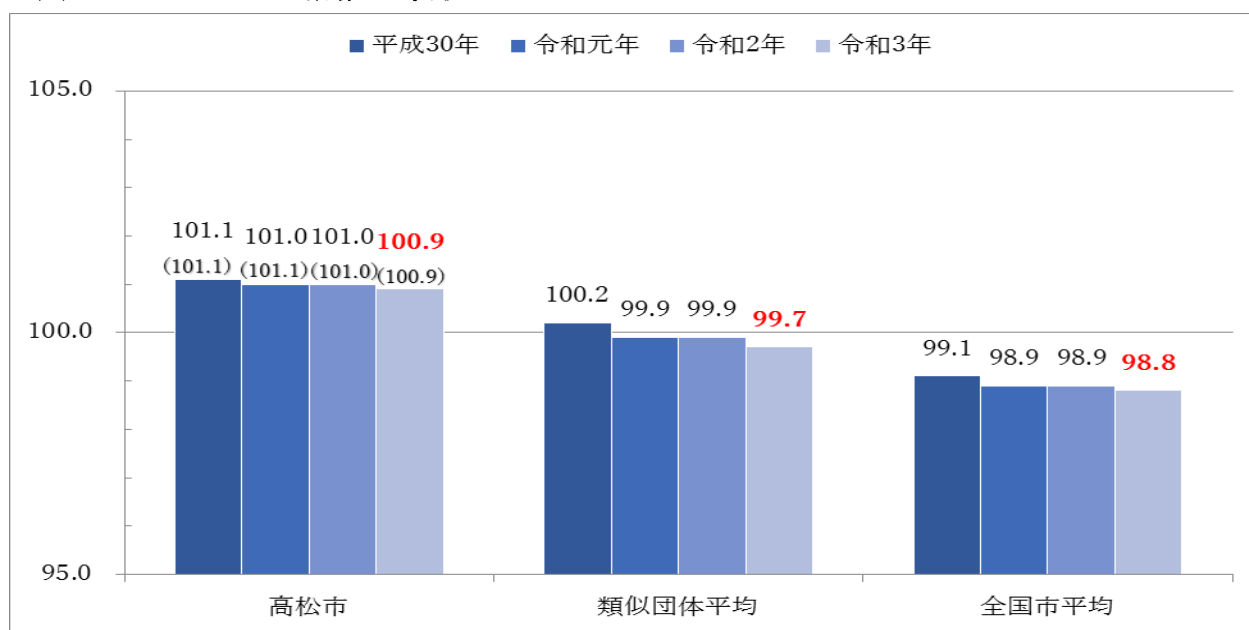
区分	職員数 A	給与				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 2,978	千円 11,260,637	千円 2,899,267	千円 4,733,813	千円 18,893,717	千円 6,344	千円 6,444

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
③国の運用と異なり、短高卒についても大卒と同様の昇任制度を設けているため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、高松市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
高松市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	41.9歳	317,300円	410,299円	363,577円
香川県	43.3歳	325,600円	419,920円	358,420円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
中核市	41.9歳	318,557円	407,161円	363,935円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
高松市	49.5歳	342人	344,900円	404,155円	377,824円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.3歳	105人	369,400円	453,523円	404,825円	廃棄物処理 業従業員	46.6歳	304,600円	1.49
うち学校給食員	48.8歳	123人	350,900円	397,804円	384,101円	調理士	42.2歳	251,100円	1.58
うち守衛	46.1歳	4人	370,200円	489,275円	420,975円	守衛	60.6歳	207,800円	2.35
うち用務員	56.7歳	22人	382,000円	419,327円	414,363円	用務員	50.3歳	235,200円	1.78
うち自動車 運転手	56.8歳	10人	346,200円	409,670円	374,580円	自家用乗用 自動車運転者	57.7歳	235,100円	1.74
うちその他 技能労務職	42.5歳	78人	290,400円	338,316円	319,253円	—	—	—	—
香川県	53.6歳	10人	314,023円	328,355円	328,355円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—円	328,603円	—	—	—	—
類似団体	50.3歳	200人	323,185円	381,275円	354,943円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高松市	6,630,360円	—円	—
うち清掃職員	7,332,176円	4,236,800円	1.73
うち学校給食員	6,606,648円	3,395,000円	1.95
うち守衛	7,864,700円	2,859,300円	2.75
うち用務員	7,015,724円	3,186,100円	2.20
うち自動車運転手	6,533,540円	2,875,200円	2.27
うちその他技能労務職	5,514,892円	—円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30～令和2年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年

度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援、各種、専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	45.4歳	384,313円	427,159円
香川県	46.0歳	382,665円	417,298円
中核市	46.3歳	384,129円	447,955円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	38.8歳	307,776円	345,034円
香川県	42.3歳	350,930円	377,604円
中核市	39.0歳	304,615円	357,956円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		高 松 市	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	155,350円	143,800円	—
	中学卒	—	136,100円	—
高等（特別支援、各種、専修）学校教育職	大学卒	210,800円	210,800円	—
	高校卒	166,100円	166,100円	—
小・中学校（幼稚園）教育職	大学卒	182,200円	210,800円	—
	高校卒	150,600円	166,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,318円	372,844円	388,935円	401,263円
	高校卒	226,100円	—	365,560円	388,970円
技能労務職	高校卒	—	***	360,690円	367,767円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	—	399,620円	***	***
小・中学校（幼稚園）教育職	大学卒	270,200円	346,733円	391,067円	***

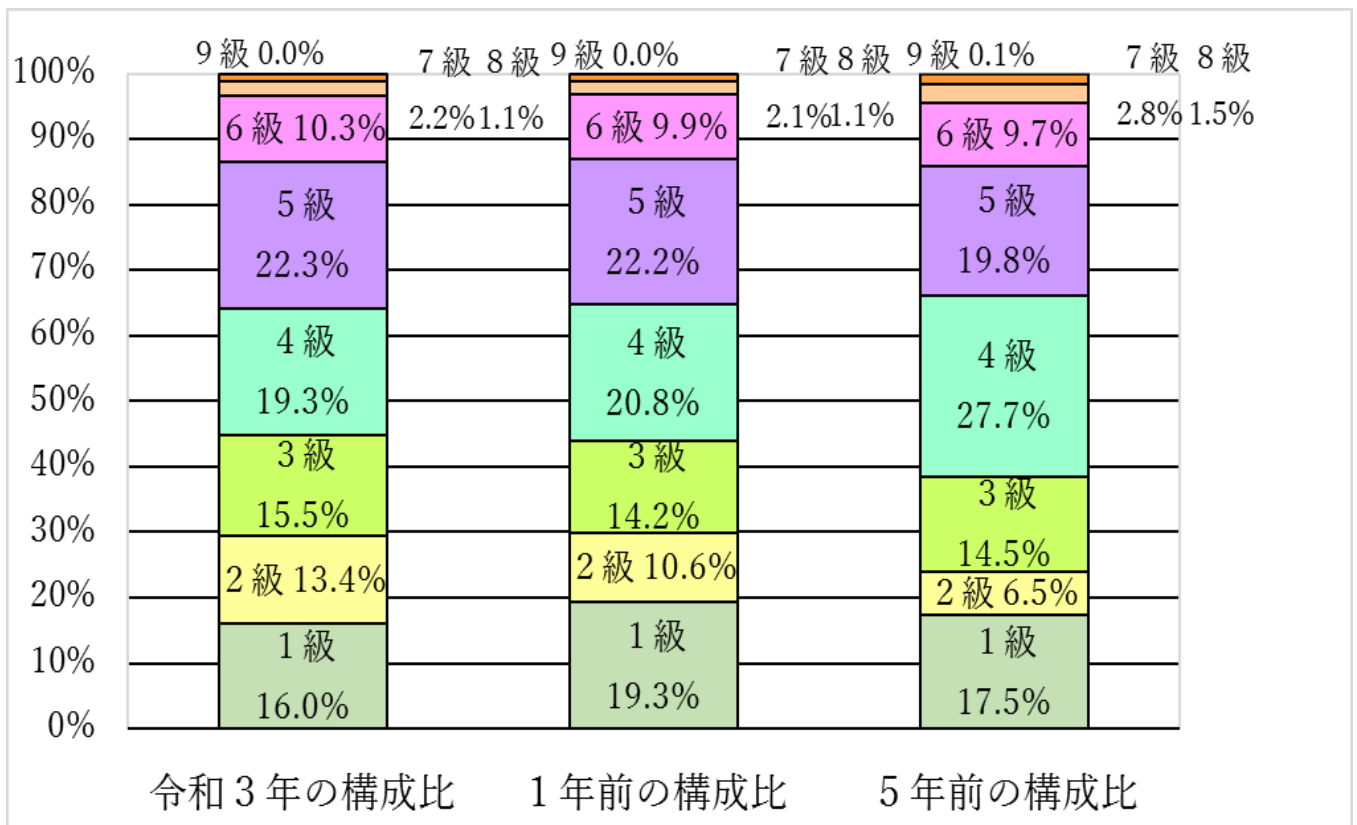
※「***」については、対象者が1名であり個人の特定に繋がることから記載しないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

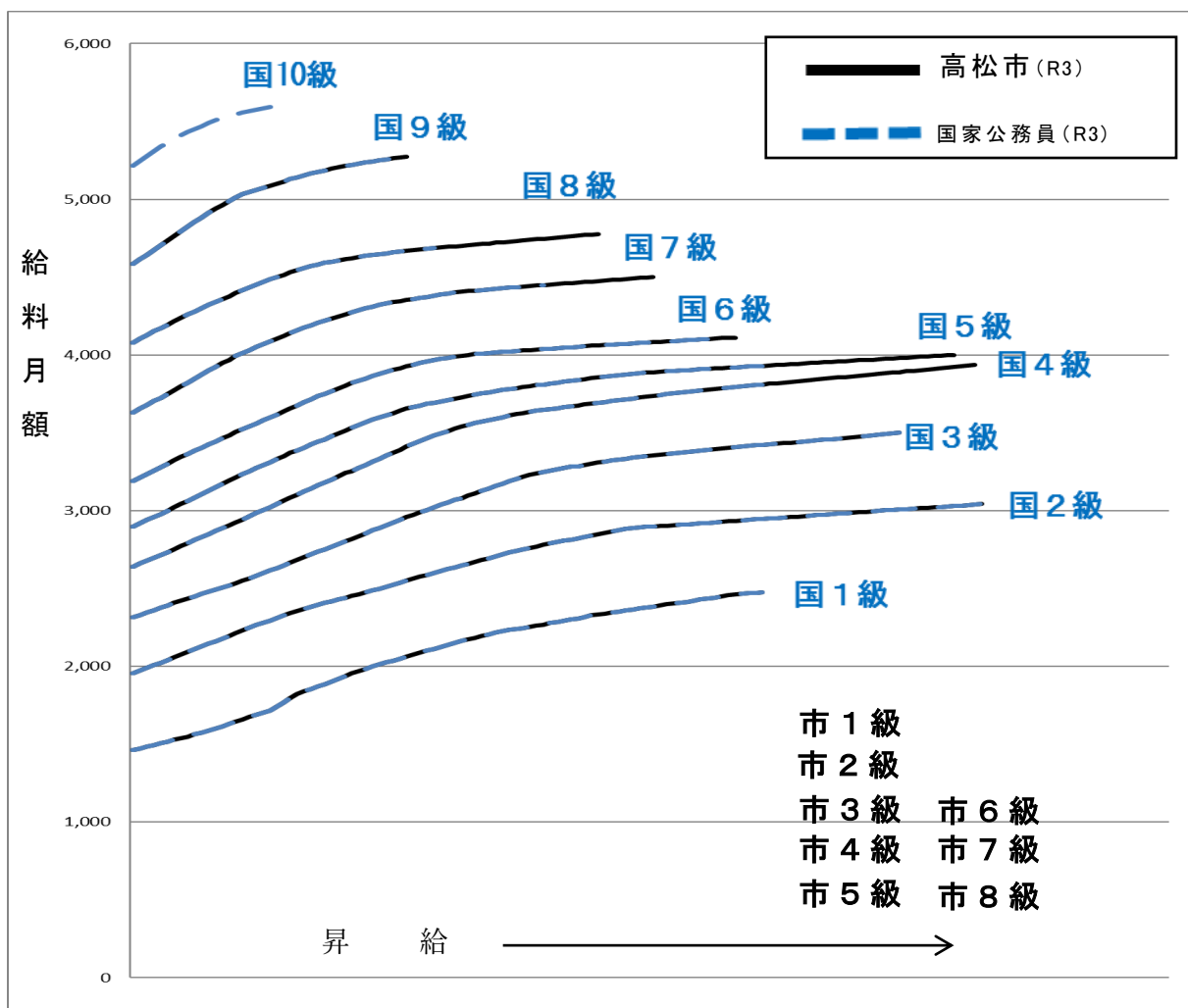
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	220人	16.0%	146,100円	247,600円
2級	主事、技師	185人	13.4%	195,500円	304,200円
3級	主任主事、主任技師	213人	15.5%	231,500円	350,000円
4級	係長、主任主事、主任技師	265人	19.2%	264,200円	393,500円
5級	課長補佐、副主幹	307人	22.3%	289,700円	400,000円
6級	課長、課長補佐	142人	10.3%	319,200円	411,200円
7級	局次長、課長	30人	2.2%	362,900円	450,100円
8級	局長、局次長	15人	1.1%	408,100円	477,600円
9級	局長	0人	0.0%	458,400円	527,500円

- (注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）

（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高松市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

※特に記載のない限り、1人当たりの平均支給額及び支給実績には、再任用職員及び臨時的任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 市	香 川 県	国
1人当たりの平均支給額(令和2年度) 1,573千円	1人当たりの平均支給額(令和2年度) 1,719千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高松市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

高 松 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	49.709月分	49.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 2,082千円 21,060千円			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員（事務局費を含む）に支給

された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		750,071千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		239,639円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市（下記を除く）	6%	3,125人	6%
< 医師・歯科医師 >	16%	2人	16%
東京都（特別区）	20%	2人	20%
坂出市	3%	1人	3%
益城町	0%	1人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		205,424 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		111,160 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		57.0 %		
手当の種類（手当数）		31		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務事務職員 手当	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	16,351千円	1日につき 500円
		(2) 前号に定める職員で市税の滞納処分に従事したもの又は納税課に勤務する職員（国保・高齢者医療課、介護保険課、こども保育教育課及び下水道業務課に兼務を命ぜられた者に限る。）で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	333千円	差押調書 1件につき 200円
			0千円	差押物件引揚 1件につき 300円
自動車乗務職員 手当	技能労務職 一般行政職 （(2)のみ）	(1) 財産経営課、こども保育教育課、環境指導課、環境業務課、西部クリーンセンター、学校又は中央図書館に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	2,307千円	月額 4,400円
		(2) 牟礼総合センター、環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員（特に市長が指定した職員に限る。）で、前号に定める職員に代わって自動車の運転に従事するもの	1,925千円	月額 4,400円

		の (3) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を1日につき4時間以上運転したもの (4) 前号に定める特殊自動車に1日につき4時間以上同乗して作業に従事した職員	0千円 0千円	1日につき340円 1日につき340円
用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	165千円	1日につき650円
夜間業務手当	一般行政職 技能労務職	次のア又はイに掲げる職員（正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）である場合に限る。）で、当該深夜においてそれぞれア又はイに掲げる業務に従事したもの ア 財産経営課に勤務する職員 守衛の業務 イ 西部クリーンセンターに勤務する職員 じんかいの焼却又は破砕の作業	271千円 1,877千円	1勤務につき780円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満の場合は410円） 1勤務につき1,100円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上5時間以下の場合は730円、2時間未満の場合は410円）
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1回につき1,140円
公害防止等業務手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査に従事したもの又は直接騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の規制若しくは調査指導に従事したもの	133千円	1日につき270円

福祉事務従事職員手当	一般行政職 看護保健職	(1) 社会福祉主事（同心得を含む。）、身体障害者福祉司（同心得を含む。）若しくは知的障害者福祉司（同心得を含む。）の職にある者で直接社会福祉、身体障害者福祉若しくは知的障害者福祉の業務に従事するもの 又は障がい福祉課に勤務する保健師で直接精神障害者福祉の業務に従事するもの (2) 行旅死病人の収容又は保護に従事する職員で、直接行旅死病人の収容又は保護の業務に従事したもの	21,639千円 0千円	1日につき 420円 行旅死亡人1 体につき 5,400円 行旅病人1件 につき 1,800円
保育・幼児教育従事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に勤務する保育教育士等で、保育又は幼児教育の業務に従事するもの	37,684千円	1日につき 400円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、直接火葬業務に従事したもの (2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの	4,557千円 116千円	1日につき 2,500円 1日につき 250円
じんかい処理手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は市営住宅課に勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの (2) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの（自動車の運転に従事した者を含む。） (3) 南部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの焼却、破碎又は選別の作業に従事したもの	0千円 27,562千円 8,326千円	1日につき 960円 1日につき 1,260円 1日につき 960円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	衛生センター、下水道業務課、下水道整備課又は下水道施設課に勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	412千円	1日につき 1,060円

精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	0千円	1日につき 290円
		(2) 保健所に勤務する保健師又は精神保健福祉相談員で、精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導の業務に従事したもの	246千円	1日につき 290円
結核患者訪問手当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結核患者の訪問指導の業務に従事したもの	8千円	1日につき 230円
狂犬病予防等作業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 犬、猫、有害鳥獣等の捕獲、引取り、収容又は処分の作業に従事したもの	1,430千円	1日につき 910円
		(2) 保健所に勤務する職員で、前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事したもの	16千円	1日につき 250円
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で、獣畜のとさつ又は解体の検査業務に従事するもの	347千円	1日につき 350円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引の管理業務に従事したもの	57千円	1日につき 800円
		ア 正規の勤務時間による勤務として午前5時15分から従事した職員 イ 正規の勤務時間による勤務として午前6時15分から従事した職員		7千円
高所・深所作業手当	一般行政職 技能労務職	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	0千円	1日につき 300円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	0千円	1日につき 300円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの	171千円	1日につき 250円

災害応急作業等 手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員	0千円	1日につき 480円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
		(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所等で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	0千円	1日につき 730円(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
消防業務手当	消防職	消防業務に従事する消防吏員(救急業務手当の項及び救助業務手当の項に定める者を除く。)	5,743千円	月額1,700円
消防自動車乗務 職員手当	消防職	(1) 車両総重量が8,000キログラム以上の消防用自動車の運転に従事した消防吏員	655千円	1勤務につき 240円
		(2) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員	663千円	1勤務につき 210円
		(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員	2,905千円	1勤務につき 190円
夜間特殊業務手当	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防吏員	29,213千円	1回につき 730円
		ア 深夜勤務が5時間以下のもの イ 深夜勤務が2時間未満のもの	2,626千円	1回につき 410円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの	5,179千円	月額7,000円
		(2) 救急業務に従事する消防吏員(前号に定める者を除く。)	3,458千円	月額3,400円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2,081千円	月額3,400円
年末年始等勤務 手当	全職種	(1) 次のア又はイに掲げる職員で、年始(1月1日から同月3日までをいう。以下同じ。)又		

		<p>は年末（12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。）に平常勤務の態様で勤務に従事したもの（消防吏員を除く。）</p> <p>ア 環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事した職員（自動車の運転に従事した者を含む。）、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事した職員又は衛生センターに勤務し、直接汚物処理に従事した職員</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員</p>	<p>1,586千円</p> <p>755千円</p> <p>0千円</p> <p>0千円</p> <p>2,492千円</p> <p>1,196千円</p>	<p>1日につき 8,400円（4時間以下の場合 は4,200円）</p> <p>1日につき 5,300円（4時間以下の場合 は2,650円）</p> <p>1夜又は1日 につき5,300 円（半夜又は 半日（4時間 以下）の場合 は2,650円）</p> <p>1夜又は1日 につき8,400 円（半夜又は 半日（4時間 以下）の場合 は4,200円）</p> <p>1日につき 1,700円</p> <p>1日につき 3,300円（4時 間以下の場合 は1,650円）</p>
有害物等取扱手 当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員（医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る	3千円	1日につき 160円

(新型コロナウイルス感染症にかかるとの特例)		。)で、エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務(MRI検査を除く。)に従事したもの	186千円	1日につき 290円
		(2) 保健所に勤務する職員で、病原微生物検査に従事したもの(同一の日に次号の規定の適用を受けない者に限る。)	122千円	1日につき 290円
		(3) 保健所に勤務する職員で、有害物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。以下この号において同じ。)を使用する検査、試験等に従事したもの又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所において立入検査に従事したもの	0千円	1日につき 450円
		(4) 保健所に勤務する職員で、直接薬剤散布に従事したもの	1,783千円	1日につき 3,000円 (患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務の場合は4,000円)
保健衛生業務手当	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業務に従事した職員	2,865千円	1日につき 150円
感染症治療等業務手当	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第5項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として市長が定める感染症(以下この号において「感染症」という。)に関して直接調査し、又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	270千円	1日につき 290円
		(2) 家畜伝染病予防法第2条第1	52千円	1日につき

(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)		<p>項に規定する家畜伝染病のうち人畜共通の伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員</p> <p>(3) 第1号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員</p>	0千円	400円 1日につき400円
		<p>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等に関して直接行う調査若しくは新型コロナウイルス感染症患者等の看護若しくは移送若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域において行う当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理を行うもの又はこれらに準ずる業務に従事した職員</p>	9,759千円	1日につき3,000円 (患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務の場合は4,000円)
教員特殊業務手当	主幹教諭、養護教諭等で給料表の1級、2級又は特2級のもの	<p>(1) 非常災害時の緊急業務</p> <p>ア 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災・復旧業務</p> <p>イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務</p> <p>ウ 児童等に対する緊急補導業務</p> <p>(2) 児童等引率指導業務(泊あり)</p> <p>(3) 週休日等に行う対外運動競技等の児童等引率指導業務</p> <p>(4) 週休日等の部活動指導業務</p> <p>(5) 週休日等の入学試験監督等業務</p>	<p>0千円</p> <p>0千円</p> <p>0千円</p> <p>0千円</p> <p>255千円</p> <p>167千円</p> <p>542千円</p> <p>4,488千円</p> <p>0千円</p>	<p>1日につき8,000円</p> <p>1日につき7,500円</p> <p>1日につき3,750円</p> <p>1日につき5,100円</p> <p>1日につき5,100円</p> <p>2時間以上3時間未満 1日につき1,900円</p> <p>3時間以上4時間未満 1日につき2,700円</p> <p>4時間以上 1日につき3,600円</p> <p>1日につき1,800円(半日)</p>

		務		程度 900 円)
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	415 千円	1 日につき 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和 2 年度決算)	984,354 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 2 年度決算)	352 千円
支給実績 (令和元年度決算)	1,193,400 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	373 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和 2 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 2 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 2 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者及び子以外の扶養親族 行政職俸給表(一)7級相当以下 6,500円 行政職俸給表(一)8級相当 3,500円 行政職俸給表(一)9級相当以下 支給しない ・子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ	—	333,421千円	242,665円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 55,000円以下 (家賃額-23,000	異なる	【借家・借間居住者】 ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超 61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	209,049千円	273,625円

	円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円				
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額（上限額なし） 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	異なる 異なる	国：上限額55,000円 国：2,000円～31,600円	223,021千円	79,822円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 40,000～103,700円	異なる	国：34,900円～146,400円	288,571千円	669,540円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ308,600円以内	同じ	—	9,942千円	903,818円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	異なる	国：一般の宿日直勤務1回につき4,400円	—円	—円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	744千円	744,000円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤	異なる	国：6,000円～18,000円（勤務6時間超	11,111千円	62,073円

	務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円～12,000円 (勤務6時間超 9,000円～18,000 円) (2)平日深夜に勤務 した場合に支給 勤務1回につき 3,000円～6,000円	異なる	9,000円～ 27,000円) 国：3,000円 ～6,000円		
義務教育等 教員特別手当	高等学校に勤務する 教育職員等に支給 ・職員の区分に応じ 職務の級、号級に対 応する額			6,642千円	71,428円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,110,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,180,000円 / 577,000円	
	副 市 長	897,000円	974,000円 / 669,800円	
報 酬	議 長	727,000円	827,000円 / 584,000円	
	副 議 長	647,000円	748,000円 / 504,000円	
	議 員	608,000円	700,000円 / 475,000円	
期 末 手 当	市 長	(令和2年度支給割合) 3.35月分		
	副 市 長	(令和2年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 111万円×勤続年数×500/100	(1期の手当額) 2,220万円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	89.7万円×勤続年数×400/100	1,435.2万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

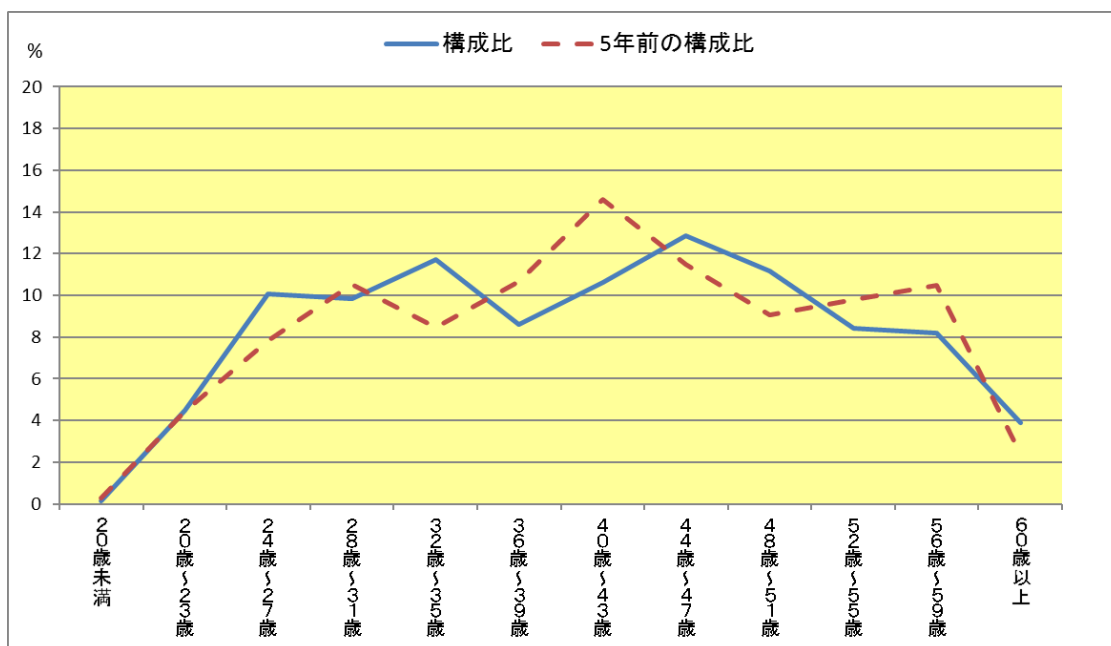
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通 会計 部門	一般行政 部門	議会	19	19		事務の統廃合縮小(▲7) 業務増(8) 事務の統廃合縮小(▲3)
		総務	426	411	▲15	
		税務	135	134	▲1	
		民生	739	770	31	
		衛生	367	368	1	
		労働	1	1		
		農林水産	66	63	▲3	
		農工	40	42	2	
	土木	212	210	▲2		
		計	2,005	2,018	13	〈参考〉 人口1万人当たり職員数(R3) 47.34人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 46.25人
	教育部門	495	501	6	施設新增設(4)	
	消防部門	478	476	▲2		
	小計	2,978	2,995	17	〈参考〉 人口1万人当たり職員数(R3) 70.26人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 63.79人	
公営 企業 業計 等部 門	病院 水道 交通 下水道 その他		465	462	▲3	※水道部門は香川県広域水道企業団において対象とする。
			88	87	▲1	
			172	168	▲4	
		小計	725	717	▲8	
合計			3,703	3,712	9	〈参考〉 人口1万人当たり職員数(R3) 87.08人
			[4,005]	[4,005]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 6	人 166	人 373	人 365	人 435	人 319	人 395	人 478	人 415	人 312	人 304	人 144	人 3,712

(4) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,915	1,978	1,974	1,963	2,005	2,018	103(5.4%)
教育	468	463	481	498	495	501	33(7.0%)
消防	471	472	478	485	478	476	5(1.1%)
普通会計計	2,854	2,913	2,933	2,946	2,978	2,995	141(4.9%)
公営企業等会計計	847	854	702	702	725	717	▲130(15.3%)
総合計	3,701	3,767	3,635	3,648	3,703	3,712	11(0.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 2年度	千円 10,320,844	千円 0	千円 494,648	% 4.8	% 4.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 221,742千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 88	千円 346,496	千円 71,125	千円 147,764	千円 565,385	千円 6,425	千円 6,133

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	42.8 歳	356,655 円	532,399 円
団体平均	43.7 歳	331,372 円	495,629 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,660千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,573千円
（令和2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 一千円 24,899千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 2,082千円 21,060千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	21,928千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	246,382円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高松市	6%	89人	6%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	996千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	29,308円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	38.2%			
手当の種類（手当数）	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
汚物処理手当	直接汚物処理に従事した職員	汚物の処理・清掃、マンホール内の作業・測量等	996千円	1日につき 1,060円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	18,410 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	239 千円
支給実績（令和元年度決算）	26,542 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	340 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,169千円	680,775 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	10,800千円	251,169 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,642千円	244,338 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,172千円	78,133 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	7千円	3,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	－ 千円	－ 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める職員給与費比率
令和2年度	千円 9,535,734	千円 517,196	千円 3,751,304	% 39.3	% 39.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	令和元年度の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 465	千円 1,908,272	千円 1,027,351	千円 815,681	千円 3,751,304	千円 8,067	千円 8,181

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給料の削減：平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間（後述の期間を除く。）、給料の月額を職務の級に応じて 1%～5%減額

平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月までの間、給料の月額を職務の級に応じて 2.75%から 8.75%減額（医師・歯科医師は 1～5%減額）

平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間、給料の月額を職務の級に応じて 1%～5%減額

管理職手当の削減：平成 23 年度から平成 26 年度までの間、職層ごとの定額から一律 5%減額

平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間、職層ごとの定額から一律 5%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業（医師）	45.2歳	481,586円	1,434,213 円
（看護師）	40.3歳	313,130 円	495,268 円
（医療技術）	38.9歳	320,230 円	497,813 円
（事務）	41.9歳	328,200 円	534,836 円
（労務）	60.0歳	367,950 円	522,546 円
団 体 平 均	42.4歳	327,821円	579,615 円
事 業 者	歳		円

（注） 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（令和 2 年度） 1,154千円	1人当たり平均支給額（令和 2 年度） 1,573千円
（令和 2 年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分（0.90）月分	（令和 2 年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分 （1.45）月分（0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 3 年 4 月 1 日現在）

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
（支給率） 自己都合 勤続 20 年 19.6695月分 勤続 25 年 28.0395月分 勤続 35 年 39.7575月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 806千円 21,350千円	（支給率） 自己都合 勤続 20 年 19.6695月分 勤続 25 年 28.0395月分 勤続 35 年 39.7575月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 2,082千円 21,060千円

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 2 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		155,026千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		333,090円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高松市（下記を除く）	6%	416人	6%
< 医師・歯科医師 >	16%	61人	16%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		179,753 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		545,256 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		70.6 %		
手当の種類（手当数）		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
自動車乗務職員手当	技能労務職	市民病院塩江分院に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	0千円	月額 4,400円
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	0千円	1日につき 650円
交替制勤務手当	看護職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1回につき 1,140円
診療指導手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で医療技術の指導に従事するもの	34,176千円	月額250,000円までの範囲内で管理者が定める額
研究手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で次に掲げるもの (1) みんなの病院副院長又は市民病院塩江分院院長 (2) みんなの病院院長補佐 (3) 市民病院塩江分院副院長又はみんなの病院医療局長 (4) 総括部長 (5) 市民病院塩江分院医療局長又は診療部長 (6) 医長 (7) 副医長 (8) 医員	35,450千円	月額80,000円 月額75,000円 月額70,000円 月額65,000円 月額60,000円 月額50,000円 月額40,000円 月額30,000円
病院業務従事手当	全職種	(1) 病院に勤務する栄養士、調理職員又は精神病棟、感染症病棟若しくは感染症病室に勤務する用務職員 (2) 病院に勤務する職員（前号に該当する職員及び条例第4条の規定の適用を受ける職	132千円 83千円	1日につき150円（第3号の適用を受ける場合を除く。） 1日につき130円（次号の適用を受

		員を除く。)で、医療業務に従事したもの (3) 前2号のいずれかに該当する者で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	0千円	ける場合を除く。) 1日につき 290円
有害物等取扱手当		(1) 病院に勤務する職員で、病原体の研究、検査及び検体採取業務並びに有害物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第1項第3号ヲに定める有害物をいう。)を使用する検査、調剤等の業務並びに有毒薬物の調剤及び投与の業務に従事したもの (2) 病院に勤務する職員(医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。)で、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務(MRI検査を除く。)に従事したもの	2,440千円	1日につき 160円
(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)		上記の業務が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。)に接して行う検査若しくは検体採取又はこれらに準ずるものとして管理者が認めるものであるとき	3千円	1日につき 3,000円
		新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認めるものであるとき	2,320千円	1日につき 4,000円
精神病治療業務手当		病院に勤務する職員で、重大な精神障害がある者に接して治療業務に従事したもの又は直接、重大な精神障害がある者に接する業務に従事したもの	0千円	1日につき 150円
死体取扱手当		病院に勤務する看護師又は臨床検査技師で、死体の解剖補助作業に従事したもの	1千円	1体につき 400円
感染症治療等業務手当		(1) 病院に勤務する職員で、感染症病棟又は感染症病室の汚染区域において、直接、患者に接する業務又は当該感染症	4千円	

<p>(新型コロナウイルス感染症にかかる特例)</p>		<p>の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したもの ア 条例第4条の規定の適用を受ける職員 イ その他の職員</p> <p>(2) 前号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事したもの</p> <p>上記の業務が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接するもの若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理を行うもの又はこれらに準ずるものとして管理者が認めるものであるとき</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認めるものであるとき</p>	<p>828千円</p> <p>9,220千円</p>	<p>1日につき 150円 1日につき 290円 1日につき 400円</p> <p>1日につき 3,000円</p> <p>1日につき 4,000円</p>
<p>診療手当</p>		<p>(1) みんなの病院の産科に勤務する医師又は助産師で、分べんの業務に従事したもの(助産師にあつては正規の勤務時間(就業規則第31条又は第32条の規定の適用がある場合を除く。)以外(以下「正規の勤務時間以外」という。)に従事した場合に限る。)</p> <p>ア 医師 イ 助産師</p> <p>(2) 病院に勤務する医師(管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務に従事したもの</p> <p>ア 診療業務に従事した時間(以下「診療時間」という。)が1時間以上2時間未満である場合 イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合</p>	<p>21,342千円</p>	<p>1件につき 10,000円 1件につき 5,000円</p> <p>1回につき 6,000円</p> <p>1回につき 12,000円 (日直勤務 (その従事時間が高松市立病院宿日直規程(平成23年高松市病院局管理規程第18</p>

		<p>ウ 診療時間が4時間以上6時間未満である場合</p> <p>エ 診療時間が6時間以上である場合（オに該当する場合を除く。）</p> <p>オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合</p> <p>(3) 病院に勤務する医師又は歯科医師（管理職手当の支給を受けている者を除く。）で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において診療業務に従事したもの</p> <p>ア 日直勤務において診療時間が3時間45分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 宿直勤務において診療時間が10時間15分を超</p>	<p>号。以下「宿日直規程」という。）第3条第1項第2号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。）において診療時間が3時間45分を超えた場合は、22,000円)</p> <p>1回につき18,000円 (日直勤務の場合には、28,000円)</p> <p>1回につき24,000円 (日直勤務の場合又は宿直勤務(その従事時間が宿日直規程第3条第1項第1号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。))において診療時間が10時間15分を超えた場合は、34,000円)</p> <p>1回につき44,000円(宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、28,000円)</p> <p>1回につき10,000円</p> <p>1回につき10,000円</p>
--	--	--	---

		<p>えた場合（ウに該当する場合を除く。）</p> <p>ウ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合</p> <p>（４） 病院に勤務する医師で、救急患者（救急車による外来患者をいう。）の診療業務に従事したもの</p> <p>（５） みんなの病院に勤務する医師で、正規の勤務時間以外に全身麻酔の業務に従事したもの</p> <p>（６） 病院に勤務する医師で、病院と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、正規の勤務時間中において当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務に従事したもの</p> <p>（７） 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したもの</p>		<p>1回につき 20,000円（宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、10,000円）</p> <p>1件につき 3,000円 （当該診療業務が正規の勤務時間以外に開始された場合は、5,000円）</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1日につき 10,000円 （3時間未満の場合は、6,000円）</p> <p>1日につき 5,000円 （臨時又は緊急の必要による応援業務に従事した場合は、10,000円）</p>
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群輪番制による二次救急業務に従事したもの	895千円	1回につき 10,000円（4時間以下の場合は、5,000円）
待機手当	医師 看護職 医療技術職	病院に勤務する医師（産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。）又はその他の職員（診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、助産師及びみんなの病院の手術室又は3病棟に勤務する看護師に限る。）で、救急患者に対処するため、正規の勤務時間以外において自宅等での待機の態勢を命ぜられたもの ア 午後5時15分から翌日の	7,236千円	1回につき 3,000円

		<p>午前8時30分まで待機した職員（みんなの病院の3病棟に勤務する看護師を除く。以下この項アにおいて同じ。）又は週休日、休日若しくはこれに相当する日に午前8時30分から午後5時15分まで待機した職員</p> <p>イ 午後7時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員（手術室に勤務する看護師でアの規定の適用を受けないものに限る。）</p> <p>ウ 午前1時から午前7時まで待機した職員（みんなの病院の3病棟に勤務する看護師又は助産師（アの規定の適用を受けない者に限る。）に限る。）</p>		<p>1回につき 2,600円</p> <p>1回につき 1,200円</p>
夜間看護等手当	看護職	<p>(1) 病院に勤務する看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員（いずれも正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から午前5時までの間をいう。以下同じ。）である場合に限る。）で、当該深夜において看護等の業務に従事したものの</p> <p>ア 当該正規の勤務時間が深夜の全部を含むものである場合</p> <p>イ 当該正規の勤務時間が深夜の一部を含むものである場合</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上のとき</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満のとき</p> <p>(2) 病院に勤務する職員（看護師及び前号の職員を除くものとし、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。）で、当該深夜において看護補助の業務に従事したものの</p>	61,452千円	<p>1回につき 6,650円</p> <p>1回につき 3,550円</p> <p>1回につき 3,100円</p> <p>1回につき 2,150円</p> <p>1回につき 3,500円</p>
災害応急作業等手当	全職種	<p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又</p>	0千円	<p>1日につき 480円</p> <p>（日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額）</p> <p>1日につき 730円</p>

		は発生するおそれの著しい箇所で応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員		(日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。)又は年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ただし、病院に勤務し、直接病棟用務に従事した用務職員又は直接調理業務に従事した調理職員 (2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員	4,171千円	1日につき5,300円(4時間以下の場合)は2,650円) 1日につき8,400円(4時間以下の場合)は4,200円) 1夜又は1日につき5,300円(半夜又は半日(4時間以下)の場合)は2,650円) 1夜又は1日につき8,400円(半夜又は半日(4時間以下)の場合)は4,200円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	278,151千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度)	654千円
支給実績(令和元年度決算)	354,255千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)	877千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合1人目の	同じ	—	43,534千円	258,873円

	子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円以下 (家賃額-23,000円) × 1/2+11,000円 ・家賃55,000円超27,000円	同じ	—	34,730千円	305,762 円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額（上限額なし） 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	同じ	—	31,236千円	85,361 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額） 29,500～111,700円	同じ	—	40,484円	763,845 円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ 308,600円以内	同じ	—	164,276千円	3,134,045 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同じ	—	34,557千円	378,012 円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転により単身で生活する職員に支給	同じ	—	1,566千円	375,840 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、1時間あたりの給与額 × 25/100	同じ	—	39,705千円	213,176 円
管理職員 特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給	同じ	—	0千円	0 円

	勤務1回につき 6,000円～ 12,000円 (勤務6時間超 9,000円～18,000) (2)平日深夜に勤務した場 合に支給 勤務1回につき 3,000円 ～6,000円				
--	---	--	--	--	--